

第67回国連女性の地位委員会

2023年3月6日～17日

ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントを達成するための イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育

合意結論

*本翻訳は、内閣府男女共同参画局による仮訳であり、正確には原文をご確認ください。また、当仮訳は、今後修正される可能性があることに御留意ください。

1. 国連女性の地位委員会（以下、「委員会」）は、「北京宣言及び行動綱領」¹、第23回国連特別総会成果文書²、第4回世界女性会議の10周年、15周年、20周年、25周年に際して委員会が採択した宣言を再確認し、その実施をさらに強化する必要性を強調する。
2. 委員会は、「世界人権宣言」³、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁴と「児童の権利に関する条約」⁵及びこれらの選択議定書⁶、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」⁷、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」⁸、「障害者の権利に関する条約」⁹、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」¹⁰、「全ての移住労働者及びその家族の構成員の権利の保護に関する国際条約」¹¹、などの他の関連する協定や条約によって、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントを実現し、全ての女性と女児が一生を通じてあらゆる人権と基本的自由を完全かつ平等に享受するための、国際的な法的枠組と包括的な一連の措置が規定されていることを改めて確認する。
3. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」とそのレビュー成果文書、関連する主要な国連会議とサミットの成果、及びそうした会議とサミットのフォローアップが、持続可能な開発のための強固な基盤を構築してきたこと、また「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施が、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」¹²の実施及びジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントの達成に極めて重要な貢献をするであろうことを再確認する。
4. 委員会は、ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントの達成と、「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施と、「2030アジェンダ」のジェンダーに対応した実施との間の相互に補強し合う関係を強調する。委員会は、ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントの達成、そしてイノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈での女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画と意思決定が、持続可能な開発の達成、平和かつ公正で包摂的な社会の促進、包摂的かつ持続可能な経済成長と生産性の強化、あらゆる場所でのあらゆる形態と次元の貧困の根絶及び全ての人の福祉の保証に必要不可欠であることを認識する。委員会は、女性と女児が、持続可能な開発に向けた変革の主体として極めて重要な役割を担うことも認める。
5. 委員会は、イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈を含め、それぞれの地域や国にお

¹ 第4回世界女性会議報告書、北京、1995年9月4～15日（国連出版物、販売番号E.96.IV.13）、第1章、決議1、添付文書I及びII。

² 総会決議S-23/2、添付文書、同決議S-23/3、添付文書。

³ 総会決議217 A (III)。

⁴ 国際連合、条約集、第1249巻、No.20378。

⁵ 同書、第1577巻、No.27531。

⁶ 同書、第2131巻、No.20378、第2171巻と第2173巻、No.27531、及び決議66/138、添付文書。

⁷ 参照：総会決議2200 A (XXI)、添付文書。

⁸ 同書。

⁹ 国際連合、条約集、第2515巻、No.44910。

¹⁰ 同書、第660巻、No.9464。

¹¹ 同書、第2220巻、No.39481。

¹² 総会決議70/1。

ける地域条約、文書及びイニシアティブとそれらのフォローアップ・メカニズムが、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に際して担う重要な役割を認識する。

6. 委員会は、国際人口開発会議¹³とその行動計画及びそのレビュー成果文書を含め、関連する国連のサミットと会議でなされたジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントに対するコミットメントを再確認する。委員会は、「2030アジェンダ」、「SIDS行動モダリティ推進（SAMOA）の道」¹⁴、「仙台防災枠組2015—2030」¹⁵、第3回開発資金国際会議の「アディスアベバ行動目標」¹⁶、「ニュー・アーバン・アジェンダ」¹⁷、世界社会開発サミット、及び国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ハイレベル会合政治宣言¹⁸が、イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈において、とりわけジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成、そしてあらゆる人権と基本的自由の完全な実現に貢献することを認める。委員会は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」の下で採択された「パリ協定」を想起する。¹⁹

7. 委員会は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、その普遍的で統合された不可分の性質を反映させ、各国の現実・能力・開発水準の相違を考慮し、各国の政策空間とリーダーシップを尊重しながら、関連する国際規則とコミットメントに沿って、ジェンダー平等及び女性と女兒のエンパワーメントを達成するための一貫した持続可能な開発戦略を策定するなどして、包括的に実施される必要があることを改めて確認する。委員会は、各国政府には、遂げられた進歩に関して、国・地域・世界レベルで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のフォローアップとレビューに主たる責任があることを確認する。

8. 委員会はまた、「発展の権利に関する宣言」²⁰、「先住民の権利に関する国際連合宣言」²¹、及び「難民と移民のためのニューヨーク宣言」²²を想起する。

9. 委員会は、開発の権利を含め、普遍的かつ不可分で、相互に依存し、相互に関わり合う全ての女性と女兒の人権と基本的自由の促進、擁護及び尊重が、女性と女兒の完全かつ平等な社会参画及び女性の経済的エンパワーメントに極めて重要であり、あらゆる政策とプログラムにおいて主流化されるべきであることを再確認する。さらに、デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈において、全ての人に経済的・社会的・文化的・政治的発展に参画し、貢献し、それらを楽しむ権利が与えられ、また、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の促進、擁護及び完全な実現に同等の注意と緊急の配慮が払われるよう徹底するための措置を取る必要性を再確認する。

10. 委員会は、女性の働く権利と職場での権利の実現に関する国際労働機関の関連基準の重要性を認識する。また、国際労働機関のディーセント・ワーク・アジェンダ及び「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」を想起し、並びにそれらの効果的な実施の重要性に留意する。

11. 委員会は、女性・平和・安全保障アジェンダの制定を想起し、平和プロセス、紛争防止、紛争解決、平和構築のあらゆる段階への女性の完全、平等かつ効果的で有意義な参画が、国際平和と安全保障の維持と促進に必要な不可欠な要素の一つであることを再確認する。

12. 委員会は、「北京宣言及び行動綱領」では全ての女性が技術の恩恵に与るだけでなく設計から応用、モニタリング及び評価に至る段階的プロセスに参画することも必要不可欠であることを再確認する。委員会は、第4回世界女性会議の25周年に際して女性と女兒の生活の改善、ジェンダー・デジタル・デバイドを含む発展格差とデジタル・デバイドの解消のほか、技術の活用から新たに浮上してくるリスクや難題への対処も目標に、技術とイノベーションの潜在力を活用すると誓約した政治宣言を想起する。

¹³ 国連人口開発会議報告書、カイロ、1994年9月5～13日（国際連合出版物、販売番号E.95.XIII.18）、第1章、決議1、添付文書。

¹⁴ 総会決議69/15、添付文書。

¹⁵ 総会決議69/283、添付文書II。

¹⁶ 総会決議69/313、添付文書。

¹⁷ 総会決議71/256、添付文書。

¹⁸ 総会決議74/2。

¹⁹ 参照：FCCC/CP/2015/10/Add.1、決定1/CP.21、添付文書。

²⁰ 総会決議41/128。

²¹ 総会決議61/295、添付文書。

²² 総会決議71/1。

13. 委員会は、世界情報社会サミットの成果文書に反映されている通り、全ての人々、特に女性と女兒が、デジタル技術・情報・知識を創出、アクセス、活用及び共有することができ、個人、コミュニティ及び人々が自分達の持続可能な開発の促進と生活の質の改善において潜在力を存分に発揮することが可能になるような、国連憲章の目的と原則を前提とする、そして「世界人権宣言」を全面的に尊重し支持する、人間中心の包摂的で発展指向の情報社会というビジョンを想起する。

14. 委員会は、デジタル技術が社会を目覚めさせ、イノベーションを促進し、前例のない様々な機会をもたらしたこと、デジタル技術には、生涯にわたる質の高い教育、医療サービス、ディーセント・ワーク、手頃な住宅及び社会保護へのアクセスを、特に脆弱な状況にある人々のために確保することにより、女性と女兒を含む全ての人々のために「2030アジェンダ」の実現を加速し、社会的発展を前進させる潜在力があることを認識すると共に、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントは全ての持続可能な開発目標にまたがる進歩に極めて重要な貢献を果たすであろうということを認識し、国連総会の賛助の下で招集される持続可能な開発に関する高レベルの政治的な場を認知する。

15. 委員会は、技術の着想、設計、開発、展開、評価及び規制において人権が促進、尊重及び充足される状況を確認する必要性と、全ての女性と女兒にとってオープンで安全で、安定した、アクセスしやすい手頃な情報通信技術を促進するための十分な擁護措置が技術の前提となる状況を確認する必要性を認識する。

16. 委員会は、イノベーション、技術変化及び教育の文脈において、複合的かつ交差的な形態の差別と疎外はジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントに対する障壁であると認知する。委員会は、女性と女兒の状況と条件の多様性を尊重・評価し、一部の女性がエンパワーメントを阻む特定の障壁に直面していることを認識する。委員会はまた、全ての女性と女兒が同じ人権を持つ一方で、様々な状況にある女性と女兒には特別のニーズと優先事項があり、適切な対応を要することも強調する。

17. 委員会は、技術は女性と女兒の市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的な権利の完全な実現の促進に活用できる一方で、ジェンダー・ステレオタイプやネガティブな社会規範を持続させる目的に利用され、デジタル・ツールを通じて不平等が増幅され持続される悪循環を生み出すという可能性もあることを認識すると共に、それらの権利の実現を阻む構造的障壁の影響に対処する必要性も認識する。

18. 委員会は、特に開発途上国において、後発開発途上国、小島嶼開発途上国及びアフリカ諸国を含め、諸国の国内及び諸国間でデジタル・トランスフォーメーションや技術へのアクセスのペースが不均衡であり、構造的及び体系的な障壁、とりわけジェンダー・ステレオタイプ及びネガティブな社会規範が存在し、女性が無償のケア・家事労働を不均衡に担っており、女性と女兒が情報通信技術やインターネットに安全にアクセスし、社会的エンパワーメントや女性の経済的エンパワーメントのための知識・意識・スキルを身に付け、手頃な費用で安全なオンライン体験が可能になるレベルで繋がりを持つ能力を損ねていることに懸念を表明する。

19. 委員会は、思春期の女兒が歴史上、最もデジタルで繋がる世代に属しており、技術の活用を通じて発生する又は技術の活用によって増幅される差別や暴力に不均衡に直面する可能性があることと、デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈で他にも障壁が存在し、思春期の女兒がデジタル技術と有意義な社会参画の完全な便益にアクセスすることを妨げ、また不平等を生み出したり悪化させたりする可能性があることを認識する。

20. 委員会は、出生登録システムを強化するデジタル技術の潜在力に留意する。また、教育を受ける権利を含む人権、及び社会保護システムへのアクセスを実現するための、及び公的領域における参画と意思決定のための出生登録の極めて重要な役割に留意すると共に、一部の先住民族の女性と女兒、障害を持つ女性と女兒、移民の女性と女兒、農村・遠隔地・沿岸部で暮らす女性と女兒、そして国籍又は民族、宗教及び言語の面で少数派に属する女性と女兒の間で出生登録水準が低いことに懸念を表明する。

21. 委員会は、特に小島嶼開発途上国などの開発途上国の、とりわけ脆弱な状況におかれた、全ての女性と女兒が、気候変動、環境劣化、生物多様性の損失、異常気象事象、自然災害のほか、土壌劣化、砂漠化、森林破壊、砂塵嵐、頻発する干ばつ、洪水、海面上昇、海岸浸食、海洋酸性化などのその他の環境問題によって不均衡にリスクにさらされることや生活と生計の損失の増加などの不当に大きな悪影響をしばしば被ることに依然として深い懸念を表明し、気候変動が持続可能な開発と貧困撲滅の達成に難題をもたらしたことに関する深い懸念を改めて確認する。委員会は、「パリ協定」の締約国が、気候変動に対処するために

行動を起こす際、ジェンダー平等、女性と女児のエンパワーメント及び世代間の公平を尊重し、促進し、考慮すべきであると認めたことを想起し、これに関して、国連気候変動枠組条約第25回締約国会議による第二次ジェンダー行動計画の採択も想起する。

22. 委員会は、海洋を含む全ての生態系の完全性の確保、及び生物多様性の保全の重要性に留意する。委員会は、技術とイノベーションが、国における気候変動への適応・軽減の改善、特にパリ協定第2条に従う長期的温度目標の達成に向けた努力を支援し得ることを認識する。委員会は、全ての女性と女児にとって手頃でアクセスしやすい良い技術、及びインターネットへの平等なアクセスのほか、デジタル・リテラシー、財務及び能力構築、ジェンダー・デジタル・デバイドを含むデジタル・デバイドの解消に向けた取組を促進することの重要性を強調すると共に、国が気候関連の行動と意思決定における女性の完全、有意義かつ平等な参画を増やすことを奨励する。委員会は諸国に対し、様々なセクターにおける現地の土着の伝統的な知識と実践を強化、保護及び保全することや、気候弾力性を改善し、気候変動に関する国連枠組条約の下で採択されたジェンダーに関するリマ作業プログラムとそのジェンダー行動計画に従って科学、技術、研究開発の分野における女性と女児の完全な参画とリーダーシップを促進することを含め、気候変動に対処するためのジェンダーに配慮した技術的解決策の展開を促進することを奨励する。

23. 委員会は、災害対応及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行からの復興の取組において女性が担う極めて重要な役割を強調する。委員会は、最前線の医療従事者とソーシャル・ワーカーの大部分が女性で、必要不可欠な公共サービスの提供に相当従事していることを想起する。委員会は、新型コロナウイルス感染症の大流行に対する闘いが、連帯と新たな多国間協力に基づいたグローバルな対応を必要とすることを認める。さらに、委員会は、保健医療システムの強化やユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現などにより、将来の衝撃のリスクを削減するため、持続可能で包摂的な復興戦略が必要であること、また全ての対応において人権を完全に尊重し実施する必要があることを認める。委員会は、国際協定、イニシアティブ、及び一般宣言にもかかわらず、世界全体で、特に開発途上国において、新型コロナウイルスワクチンへの公平なアクセスが欠如していることに深い懸念を表明する。

24. 委員会は、新型コロナウイルス感染症の大流行が経済と社会にもたらした副次的な結果として、全世界的な食料安全保障危機、気候変動、環境の悪化及び災害による影響を悪化させ、人々をさらに極度の貧困に追いやり、以前から存在していた債務脆弱性を悪化させ、多数の開発途上国が債務返済困難になるリスクが高まる又は既に困難に陥り、諸国の国内及び諸国間でのデジタル・トランスフォーメーションの不均衡なペースが増大し、これらの要因が構造的及び体系的な障壁と組み合わせると女性と女児にとって不平等な機会に繋がりがねないことに懸念を表明するが、最も激しく影響を受ける最貧困層や最も脆弱な人々は情報通信技術へのアクセスに最も後れを取る人々でもあるからである。委員会は、無償のケア・家事労働の需要の増大や、性的及びジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる形態の暴力の報告事例の急増に深い懸念を表明する。

25. 委員会は、世界貿易機関の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」（改正に準ずる）を再確認し、さらに、公衆衛生の保護、特に全ての人々のための医療へのアクセスの促進に向けて加盟諸国の権利を支援する形で知的所有権を解釈し実施すべきであることを認識する世界貿易機関の「2001年のTRIPS協定及び公衆衛生に関するドーハ宣言」を再確認し、新たな保健製品の開発における適切な奨励策の必要性に留意する。

26. 委員会は、あらゆるレベルでの意思決定プロセスとリーダーシップの立場への女性の完全、平等かつ有意義な参画が、ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントの達成のほか、女性の人権と基本的自由の実現にも必要不可欠であることを再確認する。また委員会は、女性と女児がデジタル技術を活用する能力を促進し、そうした技術の潜在的な悪影響に対処するための政策とプログラムを含む、情報通信技術に関連する意思決定における女性の参画とリーダーシップの重要性も再確認する。

27. 委員会は、持続可能な開発に対する科学技術コミュニティの重要な貢献、特に教育、科学、技術、工学、数学及びイノベーションに対する女性と女児の重要な貢献を認識する。

28. 委員会は、公的領域において全ての女性が完全、平等かつ有意義に唱道、動員及び参画できる空間としてデジタル・プラットフォームが果たし得る極めて重要な役割も認識する。委員会は、女性と女児のオンラインでの貢献が、全ての女性と女児の利益、ニーズ及び観点を考慮に入れる包摂的で参画型の公的対話や政策成果を促進し得ることを強調する。

29. 委員会は、デジタル・トランスフォーメーションには持続可能な開発目標の達成及び貿易とサプライチェーンにおける現在の混乱の克服に向けた画期的な進歩と新たな解決策を推進する潜在力があることを認識し、これに関して、諸国の国内及び諸国間でのデジタル技術、接続環境及びインターネットへの包摂的、有意義かつ質の高いアクセスを促進することにより、デジタル・デバイドを解消し、デジタル技術の便益が全ての女性と女兒にもたらされる状況を確保する必要に迫られていることを再確認する一方、デジタル技術の活用と規制においてあらゆる人権と基本的自由を尊重する必要性も再確認する。

30. 委員会は、安全な飲料水と公衆衛生に対する人権は、生命とあらゆる人権の完全な享受にとって必要不可欠なものであることを想起する。気候変動、環境の悪化、及び災害により引き起こされる水不足や供給の混乱により、女性が水を手に入れるために長い距離を歩いたり、何時間も行列に並んで待ったりすることで、教育や余暇のような他の活動、あるいは生計を立てるための時間が制約され、女性と女兒に不均衡に大きな悪影響を及ぼすことは、深く憂慮される。委員会は、研究とイノベーションを活用するほか、新しい革新的な技術とデジタル化の応用による持続可能で統合された水資源管理に基づく、ジェンダーに配慮した水と公衆衛生に関わるサービスとインフラは、全ての女性と女兒のレジリエンスを強化する鍵であることを強調し、特に災害救助や人道的な緊急事態における月経保健衛生管理において適切で安全かつ清潔な水と公衆衛生設備への女性と女兒のアクセスを拡大する必要性を認識する。

31. 委員会は、世界の人口の約3分の1、主に開発途上国の、特に女性と女兒及び脆弱な状況にある人々、そして後発開発途上国では女性の3分の2が、インターネットにアクセスできない状況にあることを、深く懸念しつつ留意する。

32. 委員会は、情報通信技術は全ての女性と女兒にとって新たな機会と難題をもたらすことと、開発途上国と小島嶼国開発途上国が新技術のアクセスや活用に際し直面する重大な阻害に対処する必要に迫られていることを認識し、農村部と都市部の間、若者と年長者の間及びジェンダー間でのデジタル・デバイドを含む、諸国の国内と諸国間の両方におけるデジタル・デバイドを解消する必要性と、女性と女兒向けを含めた開発のための情報通信技術を活用する必要性を強調し、そして障害者向けのものを含む、速度、安定性、手頃さ、言語、訓練、能力構築、ローカル・コンテンツ及びアクセスしやすさなどに対する多次元的なアプローチを用いてデジタル・デバイドと知識格差を埋めるためのアクセスの質を強調する必要性を想起する。

33. 委員会は、ジェンダー・デジタル・デバイドを解消し、デジタル経済・社会に取り残される人がいないことの確保に向けた努力を拡大しなければならず、そうした努力はデジタル公正に根差すものでなければならぬことを強調する。委員会は、全ての関連するステークホルダーに対し、デジタル・スキルへの平等で手頃なアクセスを促進し、デジタル技術と関連政策の概念化、策定及び実施に際してジェンダー視点を主流化することを奨励する。委員会は、デジタル・サービスが既存のジェンダー格差に重なる結果、リスクが複雑化し、デジタル・サービスは、貧困層や農村部在住者を含む脆弱な状況にある人々にとって、奨励策や的を絞った支援策を伴うデジタル・サービスが導入されない限り、アクセスしにくくなることを認識する。

34. 委員会は、手頃でアクセスしやすい、信頼できる技術やサービスを女性と女兒が利用しにくい状況が依然として、多くの開発途上国、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸部の開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国、1人当たり所得の増加に移行しつつある国々、紛争中の国々、紛争後の国々、そして自然災害に見舞われた国々で極めて重大な難題であることを認識する。委員会は、ジェンダー・デジタル・デバイドを含むデジタル・デバイドの解消に対する支配的な難題に対処する必要性と、持続可能な開発のために情報通信技術を活用し、あらゆる人権と基本的自由の完全な享受を擁護し尊重する必要性を強調する。情報通信技術とブロードバンドのアクセスと利用の価格を引き下げ、手頃さを拡充するため、相互に合意された条件に基づく研究開発と技術移転を通じたものを含め、より低コストの接続環境の選択肢の開発に拍車を掛ける、思慮深い介入が必要と考えられるという点を念頭に、あらゆる努力を展開すべきである。

35. 委員会は、技術、接続環境、デジタル分野のリテラシーと教育のアクセスと活用におけるジェンダー格差の解消の進歩が限られていることを懸念を持って留意し、そして農村部又は遠隔地及び島嶼で暮らす女性と女兒のほか、移民の女性と女兒を対象とするものを含め、技術訓練、職業訓練及び生涯学習の重要性を強調する。委員会は、新技術が、とりわけ労働市場の構造を変化させていることと、新技術は基本的なデジタル分野での堪能さから科学、技術、工学、数学、情報通信技術の分野での高度な技術的スキルに至るまで、多様なスキルを必要とする、新しい様々な雇用機会をもたらすことを認識する。

36. 委員会は、人権を尊重する包摂的で開発指向の情報社会の構築を視野に入れつつ、助言、サービス及び支援の提供を狙いとする国別レベル及び地元レベルでの活動やイニシアティブの効果をさらに拡充するための、全ての女性と女兒に対する能力開発政策と持続可能な支援に焦点を当てる必要性を認識する。

37. 委員会はまた、急速な技術変化が諸国に様々な形で影響を及ぼすことと、こうした影響に対処するには、諸国の国別の現実、能力及び開発水準にもよるが、様々な機会の恩恵に与り、この変化から生じる難題に対処するほか、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成、そして女性と女兒のあらゆる人権の充足に向け、ジェンダー・デジタル・デバイドを含むデジタル・デバイドを解消するための、国際的で多様なステークホルダーの協力が必要であることも認識する。

38. 委員会は、新技術の開発は、人工知能ベースのソリューションで使用するアルゴリズムを含め、効果的な保護措置と監視態勢がなければ、既に存在しているような不平等や差別を持続させ得ることに、懸念を持って留意する。委員会は、技術分野でのジェンダー・バイアスが個人に影響を及ぼすだけでなく、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの後退にも寄与することと、それ故に、人権を十分に尊重しながらデジタル技術を設計、開発、展開及び活用するに当たり、ジェンダーに配慮したアプローチを取るべきであることに留意する。

39. 委員会は、様々な機会があるにも関わらず、暴力、憎悪、差別及び敵意、とりわけ人種差別、外国人嫌悪、女性と女兒に対するネガティブなステレオタイプ化や汚名を着せる行為を助長する目的で設計及び／又は利用され得る新興デジタル技術の悪用に付随する難題に対処する必要があることを認識する。委員会は、女性、特に女兒が、自分の個人データの収集、処理、使用及び保存に対して、或いは自分の個人データの再利用、販売又は多様な転売に対して自由で明示的な、情報に基づく同意を提供しない及び／又は提供できない場合が多いこと、そして慎重を期すべきデータを含む個人データの収集、処理、使用、保存及び共有がデジタル時代に著しく増加してきたことに、懸念を表明する。

40. 委員会は、多くのデジタル・プラットフォームが設計、維持及び律則される形態が虚偽情報、誤情報やヘイト・スピーチの原因となっており、その結果、意見及び表現の自由に対する権利や公的領域のあらゆる空間に参画する権利を含む女性と女兒の権利の達成が損なわれる恐れがあることを認識すると共に、児童や若者にデジタル技術に積極的に関与してもらうためのデジタル分野のリテラシー、スキル及びコンピテンシーとジェンダー平等の尊重を教えることは、技術の活用を通じて発生する又は技術の活用によって増幅されるジェンダーに基づく差別を含む、オンラインでの安全性、プライバシー及び様々な形態の暴力に関連する問題への対処に役立ち、若い男性と男児を含む若者にジェンダー平等の担い手になってもらう力を与えるものであるということも認識する。

41. 委員会は、新興デジタル技術の使用によって誘発される女性と女兒に対する深刻な危害と差別を背景に、人権侵害や虐待への対処、データの使用・擁護方法に関する透明性の増進、そうした製品やサービスの使用に起因する潜在的な人権侵害と虐待への対処を目的に、「ビジネスと人権に関する指導原則」を考慮に入れつつ、説明責任要件の改善に向けた女性と女兒の意見と経験を考慮に入れる規制が必要であることを強調する。

42. 委員会は、ソーシャル・メディアが情報の共有形態を全世界的に転換させ、女性と女兒にコンテンツや意見を共有することに加え、団結して意識を高め行動を起こすための新たなチャンネルを提供していることを認識し、それ故に、国際的な人権法の下での関連する義務に完全に準拠する、コンテンツ適正化・報告メカニズムを目的とするものを含む効果的な規制枠組への投資とそうした枠組の創出を含む、安心・安全で包摂的なオンライン・プラットフォームとデジタル技術のアクセス可能性と手頃さを、特に女性と女兒のために推進し拡大する必要性を強調する。

43. 委員会は、誰も自分のプライバシー、家庭、自宅又は通信に対する恣意的又は不法な干渉を受けないという原則に従う女性と女兒のプライバシーに対する権利の促進と尊重、及びそうした干渉を禁ずる法律を保護する権利が、性的及びジェンダーに基づく暴力、虐待及びセクシャル・ハラスメント、サイバーいじめ及びサーバーストーカーキングのほか、デジタル空間やオンライン空間で発生し得るあらゆる形態の差別を含む、あらゆる形態の暴力を防止する上で重要であることを認識する。域外での通信の監視及び／又は傍受を含む通信の監視及び／又は傍受のほか、個人データの収集が、特に大規模に行われる場合に女性と女兒の人権の行使と享受に及ぼす可能性のある悪影響が、深く懸念される。

44. 委員会は、多くの新興デジタル技術が依然として広範囲にわたり無規制の状況にあることに留意すると

共に、デジタル技術やサービスを所有、管理及び律則する全ての企業が、ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントに悪影響を及ぼすものを含む、そうした技術の活用に伴う難題に対処し、そして女性と女児に対する技術のリスクと悪影響を特定、防止及び軽減するためのデュー・デリジェンスを導入するための、効果的な措置の必要性を認識する。

45. 委員会は、人工知能の活用について、公的サービスの提供、社会、経済セクター及び仕事の世界を転換させ、ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントのほか、女性と女児の人権と持続可能な開発にも貢献する潜在力があると認識する。委員会はまた、人工知能の活用はこれらの領域における後退に寄与する可能性もあり、また、遠大な意味合いを持ち、特にディープフェイクなど新たな形態の暴力を生み出す新しい進化する技術を通じて女性と女児に不均衡な悪影響を引き起こす可能性があることも認識する。

46. 委員会は、デジタル技術の概念化、開発、実装及び活用において女性と女児の参加が少なく、女性及び必要に応じて女児の適切な参画が欠如又は限られている状況のほか、不均衡で代表性を欠くデータが使用されたり生成されており、これはアルゴリズム、スマート・アプリケーションや人工知能に基づくソリューションの訓練における不正確さとバイアスに繋がり、その結果、人種差別やジェンダーに基づく差別などの差別に繋がる恐れがあることに、懸念を持って留意する。委員会はまた、これは女性と女児向けを含む顔面認識技術の正確性に影響を及ぼし、人種的不平等を悪化させることに懸念を持って留意すると共に、これに関して、そうした不正確さに対処する効果的な救済措置の重要性に留意する。

47. 委員会は、現在のイノベーション・エコシステムはジェンダー平等の達成に十分に貢献しているわけではなく、力と財源の不均一な分布が特徴である結果、意思決定における女性の割合が著しく低い状況となり、デジタル時代における女性の権利と機会に影響を及ぼし、女性はデジタル移行によって生み出される数百万ものディーセントで質の高い仕事の恩恵に与ることができずにいることに懸念を表明する。

48. 委員会は、技術とイノベーションに関する国別戦略において、全ての女性と女児のエンパワーメントに貢献し、女性と女児の人権を擁護、促進及び尊重する、ジェンダーに配慮した政策とプログラムを策定するための一貫した基盤を提供すべきであることを強調する。委員会は、インフラ、規制、ビジネス、投資及び教育制度を形成し、より包摂的なデジタル環境を提供する環境の整備に個々の行為者が貢献できるよう、社会全体でのマルチステークホルダー・アプローチを取る必要性を認識する。委員会はまた、ジェンダー平等及び全ての女性と女児のエンパワーメントの達成、並びに女性と女児の人権の実現に関連する多様なステークホルダーの努力も認識し、「北京宣言及び行動綱領」の完全で効果的かつ加速的な実施を前進させるための、この点に関する全ての国際的、地域別及び国別のイニシアティブに留意する。

49. 委員会は、男女間の歴史的・構造的な不平等と不均衡な力関係に根差した、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を強く非難する。委員会は、セクシャル・ハラスメント、家庭内暴力、フェミサイドなどのジェンダーに関連する殺人、及び児童婚・早婚・強制婚と女性性器切除のほか、児童労働、強制労働、人身売買、性的搾取及び虐待のような有害な慣行を始めとした、性的及びジェンダーに基づく暴力を含む、ネット上と実社会双方での、公的・私的領域におけるあらゆる形態と表現による女性と女児に対する暴力が、とりわけ地域レベルで蔓延し、過少に認識され、通報されていないことを改めて表明する。委員会は、女性と女児が多面的な貧困、障害のほか、司法、擁護・リハビリ・社会復帰などの有効な法的救済策や心理社会サービス及び保健医療サービスへの限られたアクセス、又はアクセスの欠如が原因で、暴力に対してとりわけ脆弱になり得ることに深い懸念も表明する。委員会は、女性と女児に対する暴力がジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントの達成を阻む大きな障壁であり、女性と女児による全ての人権と基本的自由の完全な享受を侵害し、毀損し、無効にするものであることを再度強調する。

50. 委員会は、武力紛争と紛争後の状況における性的暴力の被害者及びサバイバーを含む女性と女児に与える影響に対処する必要性を認識する。

51. 委員会は、教育機関や職場などの私的・公的空間及びデジタル文脈におけるセクシュアル・ハラスメントを含む、女性と女児に対する暴力が、デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈における参画と意思決定を妨げ、過酷な環境をもたらすことを認識する。

52. 委員会はまた、女児は情報通信技術やソーシャル・メディアの利用を通じたものを含め、様々な形態の差別やジェンダーに基づく暴力と有害な慣行に曝されたり経験したりするリスクが増大することが多いという点

も認識する。委員会はまた、新型コロナウイルス大流行の結果、女兒がインターネット上で過ごす時間が増え、これが犯罪者に利用される事態となり、故に児童の安全性を促進するための措置と教育の必要性が高まってきたことを認識する。

53. 委員会は、ネット上と実社会の間での女性と女兒に対する暴力、ハラスメント及び差別の継続性と相関関係について懸念を表明すると共に、技術の利用によって実行、補助、悪化又は増幅されるそうした行為の増加を糾弾する。委員会は、技術を通じて発生又は技術によって増幅されるジェンダーに基づく暴力を含む様々な形態の暴力の大きさと、それが女性と女兒に対して生活の過程全体にわたり身体的、性的、心理的、社会的、政治的及び経済的な危害を引き起こし、特に公的領域において女性と女兒の権利と自由を侵害しているという事態を深く懸念する。委員会は、このような暴力が、とりわけ思春期の女兒の間で抑うつや自殺のリスクをいかに大きく高めるか認識している。

54. 委員会はまた、ジェンダーに基づく暴力、そして女性と女兒のオンライン及びオフラインでの表現を毀損し信用を損ねる有害な行動や言説が出現及び台頭し、女性と女兒が自己検閲を行ったり、デジタル・プラットフォーム上のアカウントを閉鎖したり、或いはオンラインとオフラインの空間での相互交流を少なくする状況に追い込み、公的領域での女性と女兒の完全で有意義な参画や人権と基本的自由の享受を制限していることを糾弾する。

55. 委員会は、女兒に対して引き起こされる危害、特に、写真又は動画など、本物又は模倣的のいずれを問わず、親密な又は個人の明らかに性的なコンテンツの使用、共有又は流布、又はその脅威により、そうしたコンテンツを作成、共有又は流布させる仲間からの圧力を通じた行為のほか、そうした行為の結果としての被害者や生存者にとっての短期及び長期にわたる余波を含めて女性が同意しない状況で被害に遭うことを認識する。委員会は、複数の国々がそうしたコンテンツのオンライン配布を刑事罰の対象とし、被害者が専ら他の刑法規定だけに頼らずに済む状況を確認しているという事実注目する。

56. 委員会は、政治家、有権者、候補者、選挙管理人、裁判官、ジャーナリスト、スポーツ選手及び女性団体構成員など、公的領域に参画している女性が、デジタルの文脈におけるものを含め、特にソーシャル・メディア上で、より高レベルの暴力に直面し、その結果、公的領域のあらゆる空間に参画する平等な権利の行使を妨げられていることに懸念を表明すると共に、予防措置や救済措置が欠如している状況にあり、そのため他のステークホルダーと共同での加盟諸国による措置の必要性が強調されることに、懸念を持って留意する。

57. 委員会は、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力、ハラスメント、ストーカー行為、いじめ、性的及びジェンダーに基づく暴力の脅威、殺害脅迫、恣意的又は不法な監視と追跡、人身売買、強要、デジタル・アカウントや携帯電話及び他の電子機器の検閲や違法アクセスについて、国際的な人権法に沿って、デジタル環境における不寛容の政策を促進する必要性を認識する。委員会はまた、そうした活動が複数の管轄区域にまたがる国際的性質であることや、探知及び捜査を避けるために実行犯がデジタル技術を継続的に活用し適応することも認識し、そして犯罪の探知、管轄当局及び関係当局に捜査を求めるための通報、犯罪の電子証拠の保全、時宜に合う形での関係当局への証拠の引き渡し、及びこの点に関する電子証拠が関係する国際協力の拡充に関して、諸国及びそれぞれの法執行当局と司法当局、及び民間セクターを含む様々な関係者間での積極的な協力を求める。委員会は、性的搾取や経済的搾取を目的とするものを含め、女性と女兒の人身売買を実行するための、インターネット、ソーシャル・メディア及びオンライン・プラットフォームを含む技術の利用を危惧している。

58. 委員会は、技術の活用を通じて発生する又は技術の活用によって増幅される、女性と女兒に対する暴力を禁止する法制を策定し、既に存在する場合にはそうした法制を強化及び施行する必要性と、公的・私的領域でのあらゆる形態の暴力に対して女性と女兒を十分に保護する必要性と、人権、司法へのアクセス、透明性、説明責任及び比例性を十分に尊重しつつ、被害者及び／又はサバイバー中心のアプローチに焦点を当てる原則を軸に、技術の活用を通じて発生する又は技術の活用によって増幅されるジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる形態の暴力の排除と防止に向けた政策措置の一貫性を改善する必要性を強調する。委員会は、そうした暴力の蔓延度、形態及び影響に関して、包括的で正確な細分類されたデータ収集を欠いており、断片的で不完全な情報という結果をもたらしている状況に懸念を表面する。

59. 委員会は、平和プロセス、紛争防止、紛争解決及び平和構築への女性の完全、平等かつ有意義な参画と関与に対するデジタル化の貢献を認識する。

60. 委員会は、女兒の人権を再確認すると共に、こうした権利の充足は児童はもとより、親又は法定後見人、教師及び教育者においてもデジタル分野のリテラシーとスキルを開発することと、オンラインでの脅迫やいじめに適切な形で対応する過程で通報し助けを求める力を女兒に与え、オンラインでの安全性に対する意識を高めることが支援になることを認識する。委員会は、オンラインでの児童の性的搾取や性的虐待、及び児童性的虐待材料としても知られる児童ポルノの制作と配布を含む、様々な形態の女兒搾取を助長するデジタル技術の使用について、懸念を持って留意する。

61. 委員会は、ネガティブな社会規範のほか、ジェンダー・ステレオタイプや体系的及び構造的な障壁が、ジェンダー・デジタル・デバイドの根本原因として挙げられ、それらが科学、技術、工学及び数学教育や女性と女兒の生涯学習における根強いジェンダー格差を引き起こし、女性のディーセントで質の高い就職の達成と保持の妨げになっていることを認識する。委員会はまた、クラウド・コンピューティング、ソフトウェアと人工知能の開発及びデータ管理など成長が速く高給のキャリアを含む技術系労働力としての、また起業家、イノベーター、研究者、及び業界の幹部やリーダーとしての女性の完全、平等かつ有意義な参画の重要性も認識する。委員会は、科学、技術、工学及び数学の分野におけるジェンダー・パリティの達成に向けた政策やプログラムにおいて、様々な出自の女性と女兒の占める割合を高めるために支援的な職場と教育環境を創出する責任を負う人々に、変革を推進する責任を与えるべきであることに留意する。

62. 委員会はまた、教育を受ける機会を提供することの利得をよそに、女兒は依然として男児と比べ教育から排除される傾向が強いことも認識する。委員会はまた、女兒が教育を受ける権利を平等に享受することを阻むジェンダー特有の障壁として、貧困の女性化、女兒が担う児童労働、児童婚・早婚・強制婚、女性性器切除、早期及び繰り返される妊娠、登下校時及び学校での、そして技術が介在する環境での性的暴力やハラスメントを含むあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力、月経衛生管理を含む安全で適切な衛生設備の欠如、女兒が不均衡に大きな割合で担う無償のケア・家事労働、家族や地域社会が女兒の教育を男児の教育よりも過小評価し、女兒の就学を認める親の決定に影響し得るジェンダー・ステレオタイプとネガティブな社会規範などがあることを認める。

63. 委員会は、急速に変化する世界において全ての女性と女兒が成功できるようにするための、デジタル・リテラシーを含む包摂的で平等な上質の教育を受けられる状況を確保する必要性を再確認すると共に、これに関して情報通信技術やアプリケーションは手頃で質の高い幼少期教育と生涯学習機会を拡充するための新たな道筋のほか、障害を持つ女性と女兒のためのアクセスしやすい学習体験を生み出し得ることを強調する。委員会は、デジタル学習は、精神衛生、メディア・リテラシー及びオンラインでの安全性といった主題を巡るジェンダー・バイアスやステレオタイプを排除し得ることを認識する。委員会はまた、女兒の成長過程の幼少期に計算思考を教えることにより、女兒が平等な機会を掴み、技術分野に参画する準備を整えることができるという点も認識する。委員会は、デジタル・リテラシー・イニシアティブにおいてジェンダーに配慮した指導戦略を含めることを奨励する。

64. 委員会は、教育転換サミットの招集に留意し、そしてデジタル・リテラシーは情報通信技術のインフラと機器、及び学校の接続環境への投資の不足のほか、公的デジタル学習コンテンツや教師の能力の不足による悪影響を受けていることを強調する。委員会は、思春期の女兒を含む全ての女性と女兒のための、対面教育に取って代わるのではなくむしろ指導の改善と補完のために、包摂的で手頃でアクセスしやすいデジタル技術を活用する必要性を強調する一方、デジタル技術はリモートでの交流や協働のための生涯学習機会を提供し、オンライン・リソースや新たな種類のツールや教材へのアクセスを円滑化することを認識する。委員会は、包摂的、平等かつ質の高い教育の確保に教師、教育者、親及び法定後見人が果たす極めて重要な役割と、必要な訓練、機器、材料及び技術インフラを通じたものを含む支援の提供によってオンライン学習とデジタル学習におけるこれらの人々の能力、スキル及びコンピテンシーを強化することの重要性を認識する。

65. 委員会は、到達可能な最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利が、全ての女性と女兒のレジリエンスを向上させる基礎となることを再確認する。委員会は、ジェンダーに対応した、安全でアクセスしやすく低料金で利用可能、かつ質が高く包摂的な保健医療サービス（精神衛生、妊産婦と新生児の健康、月経保健衛生管理に関連するサービスを含む）の利用を向上させ、家族計画を含む性と生殖に関する保健医療サービス、情報、教育への普遍的アクセスを確保する必要性を強調する。

66. 委員会は、家族計画を含む性と生殖に関する保健医療サービス、情報、教育への普遍的アクセスの確保における役割を含め、デジタル・ヘルス技術、デジタル・ツール、遠隔医療及びモバイル・ヘルスなどのデジタ

ル・ヘルスの重要な役割を認識する。委員会は、また、そうした技術やツールが女性及び適切な場合には女兒も含め相談した上で開発されることと、それらが科学と証拠に基づくものであることを確保する一方で、健康情報を含む個人情報、医師・患者間の守秘義務を擁護し、同意及び情報に基づく意思決定を優先する必要性も認識する。

67. 委員会はまた、医療サービスのデジタル化が全ての女性と女兒の健康上の成果にプラスの影響を与え、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向け、特に水媒介性疾患や顧みられない熱帯病を含む、あらゆる感染性・非感染性疾患に対処し、栄養、健康的なライフスタイル及び産前・産後の健康に関する情報を提供することによって貢献し得ることも認識する。

68. 委員会は、女性と女兒の家庭と地域社会に対する貢献が非常に重要であることを認識する。委員会は、イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈において、とりわけジェンダー平等、全ての女性と女兒のエンパワーメント及びあらゆる人権の享受の達成を狙いとする、家族に優しく、家族指向の政策を実施することの重要性を認識し、またあらゆるデジタル関連の政策とプログラムが、多数の役割を果たす中で変化する家族のニーズと期待に対応し、家族全員の権利・能力・責任が尊重されるようにする必要もあることも認識する。

69. 委員会は、デジタル経済における仕事と生活及び家庭のバランスの改善に向けた、親やケア提供者が子供の面倒を見る能力、特に女性が世帯主である場合の能力強化、社会における女性の多様な役割に対する新技術の影響に関する証拠ベースの研究の拡大、教育・訓練・科学技術に対する女性と女兒のアクセスを高めるための政策やプログラムの開発又は強化、及びそうした政策やプログラムが女性と男性、親及び社会全体での責任の共有も促進することの確保を目的に考案されるものを含む包摂的な家族指向の政策を促進する必要性を認識する。

70. 委員会は、女性の経済的エンパワーメントのための技術変化やデジタル分野の変化を管理する必要性、特に、アフリカ諸国や小島嶼開発途上国を含む開発途上国の能力を強化することにより、絶えず変化する仕事の世界における起業や経済的エンパワーメントのための科学技術を女性が活用できるようにし、とりわけ科学、技術、工学、数学、情報通信技術及びデジタル・リテラシーの分野での教育と訓練の機会を拡大することで女性の生活過程全体にわたる新興分野でのスキル開発とディーセント・ワークへのアクセスを支援し、使用者及びコンテンツ作成者としての女性と女兒の参画と、従業員、起業家、革新者及びリーダーとしての女性の参画を拡充する必要性をあらためて強調する。

71. 委員会は、技術革新とデジタル・イノベーションは、自動化や人工知能を含め、産業と労働力に多大な変化をもたらし、雇用の創出、排除及び転換に同時に繋がる可能性があることと、女性は仕事の世界の垂直的次元と水平的次元を含む職業分離を背景に仕事の世界における技術変化に対する職務の敗北による影響を著しく受けるであろうということを認識する。委員会は、プラットフォーム経済の台頭によって生じる新たな仕事が多くの場合、労働市場における女性の全体的な地位を改善することなく、より低い給与、ハラスメント、不安定性、労働者の擁護と権利付与（社会保障、育児・長期介護サービス、介護休暇方針、団体交渉権など）の欠如など伝統的な雇用モデルをひっくり返し、伝統的な雇用に見受けられるものと同じバイアスを再現することに留意すると共に、デジタル移行には社会保護措置の拡大のほか、安全で担保された、より好待遇の雇用機会と、同等価値の仕事に対する同等の給与が付帯する必要があることを認識する。

72. 委員会はまた、新技術によりデジタル分野のスキルとコンピテンシーの需要が高まることと、それと同時に、開発途上国では労働市場に参入する若者が増加し、当人の知識、スキル及び能力と、雇用主が求める知識、スキル及び能力の格差が広がっている状況にあることも認識すると共に、スペシャリストの情報通信技術職に占める女性の割合が、特に開発途上国では依然低いことに懸念を表明する。委員会は、女性と若者の雇用可能性の増進及び社会における年長者の社会的包摂の促進を含め、生涯教育、デジタル・リテラシー及びデジタル・スキルへの投資が必要であることを認識する。

73. 委員会はさらに、経済のあらゆるセクターとレベルにおける女性の実権、所有、管理、参加を促進することによって、女性の経済的エンパワーメントに向けた各国の努力を支援して貢献する外部環境が重要であること、また、そうした環境には、相互に同意した条件での十分な資金の調達、能力構築及び技術移転が含まれ、それがひいては、女性の起業と経済的エンパワーメントの促進を可能にするような技術の活用の拡大につながることを認識する。

74. 委員会は、デジタル経済におけるジェンダー視点の主流化は、女性の自律性を確保しジェンダー平等及

び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けた進歩を加速させるための競争力の強化と社会的包摂の促進を狙いとする、進歩的な構造変化の極めて重要な要素を形成するものであることを認識する。委員会はまた、零細企業や中小企業を含む包摂的な経済成長と、とりわけ知識ベースの経済活動や、人間の創造性、アイデア、知識及び技術の間での相互作用が関係する創造的経済に関する女性の役割と貢献も認識する。委員会は、開発途上国、特に後発開発途上国において、他にも数ある中で特に、女性と女兒によるインターネットの利用及び女性の国際貿易能力を開発するためのeコマースに関連する難題と機会に対処すべく、女性と女兒を支援することの重要性を強調する。

75. 委員会はまた、社会保護への普遍的なアクセスが、不平等を是正し、あらゆる形態と次元の貧困を根絶し、女性と女兒がデジタル技術に関する教育を受け、デジタル技術にアクセスする機会を創出する上で中心的役割を担うことも認識する。委員会は、全ての人に、衣食住、医療及び必要な社会福祉サービス、教育を含め、自分自身と家族の健康と福祉のために十分な生活水準を保持する権利があり、母親、父親と子供に特別なケアと支援を受ける権利があることを改めて確認する。しかし、委員会は、女性と女兒は教育、デジタル・リテラシー及びデジタル・スキルへのアクセスが足りない結果、社会保護の対象範囲におけるジェンダー格差が一層拡大することを懸念している。

76. 委員会はさらに、女性と女兒が無償のケア・家事労働を不均衡に大きな割合で担っていること、そうした不均衡な責任の配分が、デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈を含め、女性が意思決定プロセスに参画し指導的地位を占める能力を制限し、女性と女兒の教育・訓練や、女性の経済的機会と起業活動に著しい制約をもたらしていることを認識する。委員会は、家庭内での責任を男女間で平等に分担することを推進し、とりわけ持続可能なインフラ、社会保護政策、及びケア・サービス、保育、母親・父親・両親の出産・育児休暇などの利用しやすく、手頃な料金で質の高い社会福祉サービスを優先することによって、無償のケア・家事労働の不均衡な分担を減らし、再配分し、評価する措置を認識し導入する必要性を強調する。

77. 委員会は、障害を持つ女性と女兒が情報通信技術にアクセスする能力を制限するあらゆる偏見、差別及び障壁を特定し排除する必要性を強調すると共に、技術の進化によって女性と女兒が環境、身体、態度などの障壁を背景に一層取り残されてしまうリスクを負うことから、デジタル時代の文脈で障害を持つ女性と女兒に対してアクセス性を欠く排他的な教育制度がもたらす特定の難題について懸念を表明する。委員会は、障害を持つ女性と女兒のための、デジタル・リテラシーに関連するものを含む、包摂的で平等かつ質の高い教育と生涯学習の機会のほか、障害を持つ女性のための職業訓練、起業訓練、ディーセント・ワーク及び質の高い仕事への平等なアクセスを確保することの重要性を強調すると共に、ジェンダーに配慮した手頃でアクセスしやすい補助的な技術の開発と平等な分配のほか、インターネットへの安全で手頃なアクセスを提供することにより、障害を持つ女性が他の全ての人々と同じ条件で公的、政治的、経済的、文化的及び社会的な生活のあらゆる側面に積極的に参画する機会を与えることを奨励する。

78. 委員会は、該当する場合には特にイノベーションと技術変化、インターネットやデジタル・サービス、質の高い教育、金融サービスへのアクセスといった領域における先住民族の女性と女兒を対象とする政策やプログラムの策定及びリソースの決定、及びデジタル技術を通じたものを含む伝統的な科学技術知識、言語及び精神的・宗教的な伝統と慣行の伝承のほか、先住民族の女性のための生産的な雇用とディーセント・ワークへの女性の完全、平等かつ有意義な参画を含む、先住民族の女性と女兒のエンパワーメントと能力構築の重要性を強調する。委員会はまた、地域社会の伝統的な先住民族の土地でのデジタル・インフラ開発及び現地の天然資源に関連するものを含む、先住民族の権利に対する意識と理解を促進するための措置を取ることの重要視も強調する。委員会は、先住民族の女性と女兒が、年齢に関係なく、頻繁に暴力や差別に直面し、デジタル医療サービス、デジタル・インフラ及びデジタル技術へのアクセスを制限されていることを認識する。

79. 委員会は、技術とデジタル・イノベーションが移住手続の有効性と透明性を改善し、移民の女性と女兒を世界中で家族と繋げる潜在力のほか、移民の女性と女兒のためにデジタル・デバイドに対処する必要性と、オンライン接続環境と様々なサービスへの平等なアクセスを確保する一方で個人データやプライバシーを守る権利の擁護を支持する必要性を認識する。委員会はまた、女性のエンパワーメントの基礎であり家族や地域社会にとって不可欠な支援の源泉である送金を通じたものを含む、出身国、経由国及び移住先国における包摂的な成長と持続可能な開発に向けた移民女性のプラスの貢献も認識する。委員会は、移住関連の政策やプログラムにおけるジェンダー視点を通じたものを含め、デジタル時代における質の高い教育・学習機会へのアクセスなど移民の女性と女兒が直面する脆弱性の状況に対処するための全体論的アプローチを促進する必要性を強調すると共に、これに関して全ての移民の人権を擁護、尊重及び達成するための国の義務を強調する。

80. 委員会はまた、デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈を含む、寡婦の経済的独立、完全な参画とエンパワーメントを、とりわけ、デジタル技術へのアクセスを可能にし、また担保や与信枠など金融商品の組み入れを通じたものを含む独自の事業や起業の統制、所有及び経営の促進、十分な財源の動員及び能力構築によって確保する必要性も認識する。

81. 委員会はさらに、デジタル・デバイドは特に年長女性に影響を及ぼし、それは彼女らが多くの場合、とりわけ無償のケア・家事労働を行うために有給労働力から離れて費やす時間を背景とするものを含め、新しい技術やスキルに触れる機会が少ない、場合によっては全くなく、これがデジタル機器の使用における教育や自信の欠如に繋がる可能性もあるためである、ということも認識する。したがって、委員会は、年長女性のデジタル分野でのリテラシーやスキルに投資することにより、また新技術を含む情報通信技術など技術への普遍的で手頃なアクセスと、デジタルに対応したサービスを利用する機会を提供することにより、ジェンダー・デジタル・デバイドを解消する必要性を強調する。

82. 委員会は、全ての女性と女兒の人権を促進・擁護し、女性と女兒の利益、ニーズ及びビジョンを地方・国家・地域・国際アジェンダに位置づける際に、デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈などにおいて、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための措置の立案、実施、モニタリング、及び評価に、女性、若い女性、女兒、若者が主導する草の根組織やコミュニティベースの組織、農村の団体、先住民族及びフェミニストのグループ、女性人権擁護者、女性ジャーナリスト、メディア専門家及び労働組合をはじめとする市民社会組織が大きく貢献していることを歓迎する。委員会は、そうした市民社会組織が、調達資金の減少のほか、組織のメンバーに向けられた暴力、ハラスメント、報復、及びメンバーの身体的安全に対する脅迫などを含む、完全、平等かつ有意義な参画とリーダーシップに対する多くの難題と障壁に直面していることに懸念を表明する。

83. 委員会は、南南協力は南北協力を代替するものではなく補完するものであることを念頭に置いて、これまでに達成された進捗を基に南北・南南・三角協力を含む国際協力を強化するように、とりわけ国内・国際資金の調達と配分、政府開発援助のコミットメントの完全な実施、不正な資金の流れとの闘いを含め、あらゆる資金源から十分な資金を調達することによって、投資を大幅に増額し、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に必要な資金の不足を解消するための投資を大幅に増やすことの重要性を再確認する。

84. 委員会は、イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈におけるジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成において、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントのための国内機構の重要な役割、存在する場合には国内人権機関の適切な貢献、並びに市民社会とメディアの重要な役割を認識する。

85. 委員会はまた、差別と、性的及びジェンダーに基づく暴力を含む、あらゆる形態の暴力をあおり、ジェンダー平等を蝕むジェンダー・ステレオタイプ、性差別主義、及びネガティブな社会規範と闘い、廃絶するためには、男性と男児が、変革の担い手及び受益者として、また戦略的パートナー及び協力者として、イノベーション、技術変化及びデジタル時代における教育の文脈におけるジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に全面的に関与することの重要性を認める。その一方で、ジェンダー平等、人権、全ての人に威厳と敬意を持って接すること、及び平和、非暴力の振る舞い、尊重し合える関係という行動様式を促進することの重要性について、子供たちを小さいときから教育する必要性が存在し続けていることに留意する。

86. 委員会は、あらゆるレベルの政府に対し、それぞれの権限内で、また国の優先事項を念頭に置きながら、国連システムの関連機関や国際・地域団体と共に、適宜、以下の行動を取ることを強く勧めると共に、市民社会、とりわけ女性団体、若者主体の団体、フェミニスト・グループ、宗教理念に基づく団体、民間セクター、存在する場合には国内人権機関及びその他の関連するステークホルダーに対し、適宜、以下の行動を取ることを求める。

ジェンダー・デジタル・デバイドの解消に向けてデジタル・エクイティを優先する

(a) イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈などにおいて、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成、及びいかなる種類の差別もない、女性と女兒の人権と基本的自由の完全かつ平等な享受に関する既存のコミットメントと責務を完全に実施するための行動を取る。

(b) 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と「児童の権利に関する条約」及びこれらの「選択議定書」の批准又は加入を特別な優先事項として検討し、いかなる留保の範囲も制限し、留保がこれらの条約の目標及び目的と確実に両立するように、そうした留保を可能な限り厳格かつ狭義に定め、それらを撤回する目的で定期的に見直し、該当する「条約」の目標と目的に反する留保を撤回し、効果的な国内法と政策を導入するなどして、これらの条約を完全に施行する。

(c) 新興技術の使用によって悪化するものを含む、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を特定し排除するための的を絞った措置を取り、そしてとりわけ、極度の貧困を含むあらゆる形態と次元における貧困、特に貧困の女性化の根絶に貢献し得る、法律と実践の双方におけるイノベーション、技術及びデジタル時代の教育への完全なアクセスを全ての女性と女兒が享受することを確保し、そして女性と女兒の人権の侵害や虐待が生じた場合の司法と説明責任のほか、効果的な是正措置を女性と女兒が求めることができる状況を確保するために、また各国の法体系における既存の規定が諸国の国際的な人権上の義務に完全に準拠することを確保するために、人工知能や予測アルゴリズムの使用に起因する差別との闘いに向け、そうした技術がジェンダー平等に及ぼす悪影響の評価、防止及び軽減においてデュー・デリジェンスを適宜行使することなどによる努力を拡充する。

(d) 国内の法律、デジタル関連の政策、プログラム及び予算において、ジェンダー、障害及び年齢に応じた特有の目標を含める形でジェンダーと年齢の視点を主流化し、資源を配分し、科学、技術及びイノベーションに対する女性と女兒にとって平等なアクセスに対する障壁、特に機器やデータの費用とアクセスに関連する障壁、スキルと安全性の欠如を排除するための一貫性を高め、そして普遍的、有意義で上質かつ手頃な接続環境、及び体系的、包括的、統合型、持続可能、分野横断的で多様なセクターにまたがるアプローチを通じた、女性と女兒のためのオープンでアクセスしやすい、安全・安心なインターネットにアクセスするための公共施設の提供を確保するための行動、助成金及び奨励策の調整を図る。

(e) 手頃さ、能力構築、資金調達、投資及び技術移転の改善を目的に、投資とイノベーションの増強、官民協力、低コスト技術、普遍的アクセス戦略及び国際協力に結び付く、とりわけ、あらゆるレベルでの実現性のある政策環境、法律・規制枠組の強化を通じてジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための、諸国の国内及び諸国間でのデジタル・デバイドの増大に対処する目的を絞った措置を取る。

(f) 農村部、遠隔地及び島嶼で暮らす女性と女兒、障害を持つ女性と女兒、移民の女性と女兒、先住民族の女性と女兒、及び強制退去させられ難民となった女性と女兒を含む、ジェンダー・デジタル・デバイドによる影響を不均衡に受ける女性と女兒のための普遍的で手頃な接続環境を達成し、デジタル学習とデジタル・リテラシーの拡大、及び情報通信技術へのアクセスの円滑化に向けた努力を拡充し、特に、障壁の撤廃と、非使用者や最も接続環境の悪い人々への支援の提供に尽力する。

(g) ジェンダー・デジタル・デバイドを含むデジタル・デバイドの解消に取り組みつつ、労働市場における全ての女性と女兒の生産性と流動性を拡充すべく、全ての女性と女兒にとって平等、安全かつ手頃な、情報通信技術へのアクセスを促進し、そして様々な技術的障壁への対処に際してプログラム、サービス及びインフラが適応可能かつ適切である状況を確保する。

(h) 全ての女性と女兒が自分の人権と基本的自由及び情報へのアクセスを享受できることを確保するための措置を取り、国際的な人権法に違反する慣行を含む、情報へのアクセスを妨害又は混乱させるあらゆる不法な措置を排除、防止し、そうした措置に対応する。

(i) 様々なセクターや地域にまたがり、全ての女性と女兒、特にデジタル・ツールへのアクセスに際し付加的な難題に直面する人々のニーズに対処すべく、デジタル分野のツールや技術の開発と展開における設計段階での安全性アプローチを通じたものを含め、安全、手頃でアクセス性の良い、関連性のある包摂的な公共及び民間のデジタル分野のツールやサービスの創出と拡大を支援する条件を整える。

(j) 教育・訓練への全ての女性と女兒の参画を可能にする具体的な措置を取り、手頃なモバイル機器とオープンで手頃なアクセス性の良い安全・安心なインターネットへの平等なアクセスを確保し、そしてとりわけ、あらゆるレベルでの公的領域における女性の政治的な参画と関与を拡充するための電子政府ツールを開発し、そして女性と女兒の特異的なニーズに対するそうした技術の応答性を改善しながら、貧しい人々を支援するデジタル政策やアプリケーションを促進する。

(k) 女性と女兒による、リスク情報に基づく情報、予測及び準備態勢、データ、知識及びコミュニケーション

ンへの平等なアクセスを可能にし、災害リスク軽減のための政策、計画及びプログラムを実施するための、デジタル分野のツールやリソースの応用を通じた早期警告システムを支援する。

(l) 金融サービスへのアクセス及び金融サービスの利用と質を通じた女性の財務的包摂の改善に尽力すると共に、とりわけ、より迅速、安全かつ廉価な送金を促進するデジタル・ソリューション及び2030年までに取引コストを3パーセント未満にまで引き下げるための具体的措置の導入による健全なインフラに依存する、デジタル・チャンネルの利用の拡大、イノベーション、競争及び透明性の促進、取引コストの削減、及びデジタル分野と財務分野での包摂の増強によるものを含む、全ての女性と女兒のためのデジタル分野のスキルとリテラシーの拡充に尽力する。

(m) 全ての女性と女兒が達成可能な最高水準の身体的・精神的健康を享受する権利を実現するために具体的措置を取る。普遍的にアクセス可能なプライマリー・ヘルスケアや支援サービス、社会保護機構などを通じて、あらゆる感染性・非感染性疾患に対応する質の高い保健医療サービスの利用可能性、アクセス可能性、受容性を確保する。

(n) イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈において、全ての女性と女兒のユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けた各国の道筋を促進する目的で、国際社会の支援を得て、地域社会へのアウトリーチや民間セクターの関与などを通じ、質が高く、低料金で弾力性があり利用しやすい公共の保健医療サービスの制度と施設、及び全ての人にとって安全かつ効果的で、質が高く、必要不可欠で低料金の予防・診断・治療・リハビリに関するサービスのほか、性と生殖に関する保健医療サービスを含む女性と女兒の健康と福利のために、そしてHIVやAIDSなどあらゆる感染性・非感染性疾患や水媒性疾患及び顧みられない熱帯病に対処し、栄養や健康的なライフスタイルに関する情報を提供するために開発されたデジタル・ヘルス技術とデジタル・ツールを含む保健技術への財政投資を増額する。

(o) デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈などにおいて、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの達成及び人権の実現に貢献するものとして、国際人口開発会議の「行動計画」と「北京行動綱領」及びこれらの検討会議の成果文書に従って、性と生殖に関する健康ケアサービス（家族計画を含む）、情報、教育への普遍的アクセス及び国の戦略とプログラムへの性と生殖に関する健康の統合など、性と生殖に関する健康と権利への普遍的アクセスを保証し、また、女性の人権には、性と生殖に関する健康を含めた自己のセクシュアリティに関連する全ての問題に関して、強制、差別、暴力を受けることなく管理し、自由にかつ責任をもって決定する権利が含まれることを認める。

(p) 技術を活用及び理解し、情報を検索、共有及び管理し、自分の権利とオンラインでのリスク軽減に関する知識と意識を構築し、ネガティブな社会規範やジェンダー・ステレオタイプ及びジェンダーに基づく暴力の排除に向けた、身分証明書登録、能力構築、地域社会の関与及び一般市民意識高揚キャンペーンに対する支援、並びに女性と女兒、特にリテラシー又はアクセス可能性が限られている、或いは脆弱な状況にある女性と女兒のための、現地語を含む、包摂的でアクセスしやすい、手頃で年齢に応じた多言語のオンラインコンテンツの開発支援のためのスキルなど、全ての女性と女兒及び障害を持つ女性と女兒のデジタル、データ及びメディアに関するリテラシーとスキルを当人の生活過程全体にわたり増強するための、質の高い教育・訓練プログラムを、彼女らのエンパワーメント及び使用に際しての自信と信頼の構築に焦点を当てて実施する。

(q) 人工知能、予測アルゴリズム及びロボット工学の分野における新たなリスク、ジェンダー・ステレオタイプ及びバイアスと闘うための、デジタル時代に関連する法律、政策及びプログラムの策定、見直し及び実施に、包摂的アプローチを組み入れる。

(r) 女性が占める割合が少なく、女性が体系的な障壁に直面する技術セクターにおける、雇用主による平等で包摂的な戦略の導入を促進する。ジェンダー・ステレオタイプやネガティブな社会規範に挑戦する、ジェンダーに配慮したイノベーションを開発する。

(s) 障害を持つ全ての女性と女兒の権利を擁護及び促進するため、情報通信技術政策の設計、管理、資源調達及び施行における障害を持つ全ての女性と女兒の完全、平等かつ有意義な参画を阻止又は制限するあらゆる障壁に対処し、特に、障害を持つ女性のための、健康、質の高い教育、遠隔学習、生産的雇用及びディーセント・ワーク（リモート・ワークを含む）、並びにリハビリ及び他の自立生活支援や女性が自分の福利を最大限に高め独立と自律を実現することを可能にする補助的技術に関連する、障害者にとって包摂的でアクセスしやすいデジ

タル情報技術、デジタル分野のリテラシーとスキルへのアクセスを確保し、そして当人の優先事項と権利が、障害を持つ女性との綿密な協議の上で策定される政策やプログラムに十分に組み込まれることを確保することによるものを含め、必要な措置を取る。

(t) 漁業生産を含む農村経済における、技術と財源の移転を通じた手頃で持続可能なアクセス性の良い農業技術とデジタル技術への女性による平等なアクセスを促進し、そして農村で農業、漁業及び栽培に従事する女性のデジタル・スキル、生産性及び雇用機会を改善するための技術、農業及び職業関連の教育・訓練や関連する情報プログラムを促進する。

(u) 全ての先住民族の女性と女兒が直面する複合的かつ交差的な形態の差別や障壁に対処し、質の高い包摂的な教育、インターネット及びデジタル・サービスへのアクセスと、土地や天然資源を含む雇用と経済的資源への先住民族の女性によるアクセスを確保し、あらゆるレベルとあらゆる領域における経済と意思決定への先住民族の女性と女兒の完全かつ効果的な参画を促進し、先住民族の先祖代々の知識や実践に関する、情報に基づく自由な事前の同意を考慮に入れ、先住民族の女性と女兒の文化的、社会的、経済的及び政治的な貢献と優先事項、並びに言語の保全、再活性化及び促進を認識し、デジタル・ツールを支援手段とするほか、先住民族の女性と女兒の伝統的、科学的及び技術的な知識の伝承により、先住民族の女性と女兒の権利を促進及び擁護する。

(v) 国際法の下での関連する義務に準拠して、ジェンダーに配慮した国の移民政策と法律を採択し、移民資格に関係なく、全ての移民女性と女兒の人権を擁護する。全ての移民の女性と女兒がデジタル技術の恩恵に与ることができるよう、移民の女性と女兒のデジタル・リテラシーとデジタル教育を促進する一方で、あらゆるデジタル・デバインドを解消する必要性を認識し、アクセス、接続環境、手頃さ、デジタル分野のリテラシー、スキル及び意識に関連する難題に対処する。

(w) 年長女性のレジリエンスを高め、そしてとりわけ、現在多数の年長者、特に年長女性に影響を及ぼしているデジタル格差や、年長女性が教育、生涯学習及び訓練（職業訓練を含む）に際し直面する障壁に対処し、デジタルの文脈における暴力や虐待から彼女らを保護し、そしてイノベーションと技術変化の開発と享受における年長女性の完全、平等かつ有意義な参画に尽力することを通じ、緊急時を含め、彼女らが十分な財源を維持できる状況を確保する。

(x) 社会全体でのマルチステークホルダー・アプローチを促進し、様々な社会的セクターにまたがる協働を促進して、開発途上国での状況を含むジェンダー不平等の根本原因への対処及びジェンダー・デジタル・デバインドの解消のための具体的措置に向けた知識、スキル及びリソースを統合する。

ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に向け、包摂的なデジタル・トランスフォーメーションとイノベーションのための財源を活用する

(y) ジェンダー・デジタル・デバインドの解消を狙いとする証拠ベースのイニシアティブへの官民セクターによる投資を大幅に増やす。デジタル経済への女性の参入と保持を強化するための革新的な金融機構の活用及び専用の金融商品の開発などにより、ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントのための安全でジェンダーに配慮したイノベーションを促進する、より包摂的なイノベーション・エコシステムを構築する。

(z) ジェンダー平等のためのデジタル・エコシステムの開発を支援する政策を整備し、諸国の社会経済的文脈を考慮に入れつつ、開発のための既存の技術を超越する新興のデジタル技術の潜在力を活用し、そして特にデジタル分野での包摂の確保と、女性による現地でのコンテンツ開発と起業の奨励によって民間の投資とイノベーションを支援する。

(aa) 持続可能で弾力性のあるデジタル・インフラ開発を強化するための、資金調達を含む協力を深め、環境的に健全な技術の開発、流布、及び相互に合意される通りの譲歩的・選好的条件に基づくものを含む好ましい条件での開発途上国への拡散を含む、知識共有と技術移転を促進し、ジェンダー・デジタル・デバインドに対処するためのデジタル及びデータに関する能力構築とガバナンスを強化し、持続可能な開発目標の達成を支援する。

(bb) デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育に関して、十分な透明性を確保しながら、それらに関連する様々な争点に取り組んでいる女性市民社会組織及び企業向けの資金調達を増やす。

(cc) 国民総所得の0.7%を開発途上国の政府開発援助に、また0.15~0.20%を後発開発途上国の政府開発援助に

充てるという目標など、先進国がそれぞれの政府開発援助のコミットメントを完全に実施するように促し、開発途上国がこれまでの進捗を土台として政府開発援助を効果的に利用し、開発目標とターゲットの達成に役立てるよう、とりわけ、デジタル時代のイノベーション、技術変化及び教育の文脈におけるジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に役立てるよう奨励する。

(dd) 南南協力は南北協力を代替するものではなく補完するものであることを念頭に置いて、南北・南南・三角協力を含む国際・地域協力を強化し、また政府・市民社会・民間セクターにおける全てのステークホルダーの関与を得て、共通の開発優先事項に重点を置きながら、全ての国が南南・三角協力を強化するように促しつつ、この点における国の主体性とリーダーシップがジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成、及び彼女らの生活と福祉の改善に不可欠であることに留意する。

(ee) とりわけ開発途上国において、経済・社会開発の完全な達成を妨げるような、国際法及び国連憲章に準拠しない一方的な経済・金融・貿易措置を公布・適用しない。

(ff) あらゆる国の及び国際的なデジタル関連の政策、プログラム、イノベーション及び技術研究の助成と調達のための資金拠出において、ジェンダー分析、全世界的目標、モニタリングと評価、ジェンダー統計、並びに所得、性別、年齢、人種、民族、婚姻状態、移民地位、障害、地理的場所及び国の文脈に関連するその他の特徴に基づいて細分化されたデータの収集を体系的に統合することを確保する。

(gg) 女性が主導する研究やプログラムを特に重視する研究開発と、障害を持つ女性と年長女性向けに、特に農村部における女性と女兒にとってのアクセス可能性と手頃さを確保するための、情報通信技術やブロードバンド・アクセスのほか、移動補助、機器及び補助的技術を含む、技術に関するさらなる競争力、投資及び急速なコスト削減という結果をもたらすと考えられる存続性のある戦略の策定を奨励し、特に開発途上国における手頃な費用の技術を優先し、国際協力を強化し、あらゆるレベルでの政策環境、開発途上国への財政支援、技術支援及び能力構築の提供と、投資、イノベーション及び官民協りに結び付く法的枠組や規制枠組の提供を可能にする。

デジタル時代におけるジェンダーに配慮したデジタル・科学技術教育を促進する

(hh) 全ての女性と女兒、とりわけ最も取り残されている女性と女兒が、一生を通じて、あらゆるレベルで教育を受ける権利を促進し、尊重し、男女格差に取り組む。そのため、公的な学校教育制度やインフラに投資し、差別的な法律や慣行を撤廃し、無償の初等中等義務教育を含む包摂的かつ平等で、差別のない、質の高い教育への普遍的アクセスを提供し、全ての人に生涯教育の機会を促進し、女性の非識字を根絶して金融リテラシー及びデジタル・リテラシーを促進し、リーダーシップ研修・キャリア開発・奨学金・研究奨励制度への女性と女兒の平等なアクセスを保証する。全ての女性と女兒に対して幼児・初等中等教育の修了を確保し、その職業・技術教育を拡大するよう取り組み、適宜、全ての人を対象に異文化・多言語教育を促進する。また、教育制度におけるネガティブな社会規範やジェンダー・ステレオタイプに対処する。

(ii) 必要に応じて、国際機関、市民社会、非政府組織の支援を得て、文化的背景に関連した科学的に正確で年齢に適した総合教育を含め、フォーマル、インフォーマル及びノンフォーマル教育プログラムを重視する政策とプログラムを開発する。学校の内外で、思春期の女兒と男児、若い女性と男性に対して、その発達しつつある能力にふさわしく、両親や法的後見人からの適切な指導と助言に合致し、基本的な関心事項として子供の最善の利益に即して、性と生殖に関する健康とHIVの予防、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・精神的発達と青春期発育及び男女間の力関係に関する情報を提供することによって、自尊心を築き、情報に基づく意思決定を促し、コミュニケーション能力とリスク削減能力を育み、若者・親・法定後見人・ケア提供者・教育者・保健医療提供者との完全な協力関係の中で、互いを尊重する関係を作ることができるようにして、とりわけHIV感染やその他のリスクから身を守ることができるようにする。

(jj) 計算思考の指導や、社会科学分野と科学分野を組み合わせる分野横断的アプローチを含む、科学、技術、工学、芸術及び数学の分野における多様な状況や条件での全ての女性と女兒による参画とリーダーシップへの完全、平等かつ有意義なアクセスを確保するための、証拠ベースのプログラムと最良慣行の情報交換を促進し、科学、技術、工学、芸術及び数学の教育研究における女性と女兒の指導、勧誘及び保持、並びに彼女らによる科学技術の活用の支援に向けた努力を奨励する。

(kk) ジェンダーに配慮した質の高い、平等で包摂的な教育、生涯学習、スキル再教育及び職業訓練・学習を促進・投資し、科学、技術、工学、芸術、数学及び情報通信技術など新興分野において女性と女兒が確実に自分

の教育上及び職業上の選択を多様化し、デジタル・スキルを修得できるようにする。思春期の妊婦と若い母親及びシングルマザーを含む全ての女性と女兒が自分の教育を継続・修了できるようにするための職業・技術教育の拡大に尽力し、デジタル・リテラシー教育を含むキャッチアップとリテラシー教育、及び正式な教育を受けなかった人々向けの教育のほか、女性と女兒がデジタルの持続可能な経済において上質な就職を実現するために必要な知識やスキルを確実に修得できるよう、幼少期、初等、中等及び第三次の教育を通じて女兒の就学を維持するための特別なイニシアティブを提供する。

(ll) 教育を受ける機会を逃してしまった人々を含む全ての女兒と女性のための、対面教育を補う、ジェンダーに配慮した安全で包摂的なデジタル学習環境のための条件を、教育制度や学校インフラへの投資、包摂的で無償、安全でアクセス性の良い、遠隔学習ソリューションを含む、女性及び女兒との協働により創出されるデジタルの公的学習リソース、電子学習、遠隔教育及び高品質のコミュニティ・ラジオ、多言語、異文化、文脈的に関連性のある教育コンテンツを、オンラインでのリスクを考慮に入れつつ分配することを含め、創出する。

(mm) 教師、特に就学前、初等及び中等教育における教師の過半数を占める女性、及びデジタル・リテラシー分野における他の教育専門職の訓練の確保と、ジェンダーに配慮した学習方法や障害者を包含する学習方法、特に混合型の学習スキルとデジタル・スキルの指導を目的とする方法を活用するための措置を取り、学習材料と遠隔学習プラットフォーム、接続環境及び機器の可用性と手頃さを、遠隔学習機会の提供を含め確保することにより、とりわけ、特に開発途上国におけるインターネット、テレビ及びラジオによる代替的指導方法を通じ、デジタル・デバイドを解消し、障壁を排除する。

(nn) 児童、特に女兒のニーズをデジタル政策の中心に据え、関連する場合には官民投資の中心に据え、全ての児童に平等で効果的な、年齢に適する情報や児童の権利に関する情報へのアクセスと、デジタル・スキルとデジタル・リテラシーを含む質の高いオンライン・リソースへのアクセスを提供し、オンラインでのリスク、人権侵害及び虐待のほか、ソーシャル・メディア上での児童のプライバシーに対する恣意的又は不法な干渉からの保護を確保するための努力を奨励すると共に、暴力的、有害及び性的なコンテンツへの児童の露出、搾取や虐待、賭博、及び生命を脅かす活動の促進又は誘惑を防止するための措置を取る。

(oo) デジタル・リテラシーとデータ・リテラシーの指導に投資し、それをあらゆるレベルで全国的なカリキュラムに組み入れ、全ての女性と女兒が娯楽、教育及び情報だけでなく、ジェンダーに基づく暴力を含むあらゆる形態の暴力の特定と通報も目的に、デジタル技術を活用する中で安全であると同時に力を付与される状況と、経済的虐待、サイバー犯罪、詐欺及び人身売買のリスクを軽減するための技術を信頼して活用するための十分な知識を有する状況を確保する一方でプライバシーを守る権利を尊重できるようにするための技術的スキルと移転可能なスキルを組み合わせられるようにし、カリキュラム及び教育者の行動や姿勢に認められる、ネガティブな社会規範、ジェンダー・ステレオタイプ及びバイアスをデジタル・リソースや他の教育関連リソースからを排除すると共に、地域社会、メディア及びオンラインでの、男性と男児にも参加してもらうことや長期的な意識高揚イニシアティブを狙いとするイニシアティブを実施する。

(pp) デジタルの文脈における全ての女性と女兒の安全と人権の十分な尊重を確保するための、児童や若者、親、ケア提供者及び教育者の間での、倫理的で責任のあるオンラインでの行為に関して意識を高め理解を促進すべく、非公式教育や地域社会環境を含め、学校カリキュラムや他の教育環境において、デジタル技術に関連するコンピテンシーとスキルに関する指導を含める。男性と男児にも参加してもらい、教育し、奨励し、支援して、ジェンダー平等のための積極的なロールモデル、支持者及び変化の担い手になってもらい、尊重し合う関係を促進し、デジタル空間における全ての女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を止め、糾弾する一方で、男性と男児がジェンダー・ステレオタイプやネガティブな社会規範を持続させる行動を含めたオンラインとオフラインでの自分の行動について説明責任を含む責任を負う状況を確保する。

技術とイノベーションにおける女性の完全、平等かつ有意義な参加とリーダーシップ、及び完全雇用を促進する

(qq) デジタル化や自動化が女性と女兒に及ぼす悪影響を最小限に抑えるために必要な、将来の仕事とスキルを予想し、教育と職業に関するカリキュラム、並びにスキル再教育、スキル向上及び生涯学習のプログラムを、年長女性や若い女性を含む女性（自動化に取って代わられるリスクを負う女性を含む）の、特に技術関連分野での新たな職業や職務への移行を円滑化するよう適応させ、政府、民間セクター、学術機関、非営利機関の間での、イノベーション市場の開発や、イノベーション・イニシアティブの質的改善に向けて蓄積された専門知識とリソースの活用には焦点を当てる動的な関係を構築及び促進することにより、科学、技術、工学、芸術及び数学の

セクターにおける女性のための機会と、特に開発途上国における持続可能性に向けた道筋での新しい仕事を生み出す。

(rr) 職業的な分断を排除し、そして労働市場への女性のアクセスを阻む構造的障壁に対処し、労働市場や教育・訓練における女性の平等なアクセスと参画を促進し、科学、技術（情報通信技術を含む）、工学及び数学など新興分野や成長途上の経済セクターにおける女性の教育機会と職業的機会を拡大できるよう支援する。

(ss) 全ての女性の働く権利と職場での権利、及び完全かつ生産的な雇用へのアクセスを保護及び促進し、非公式の仕事から公式の仕事やディーセント・ワークへの移行を円滑化し、質の高い仕事を特にプラットフォーム経済において創出し、職業的な分断を低減し、また社会保護政策、仕事と生活のバランスや仕事と家庭のバランスの促進、同等価値の仕事に対する同等の給与、組織を結成し団体交渉する権利、及びキャリアの前進におけるセクシャル・ハラスメントや差別的慣行の排除に加え、利用しやすい育児休暇及び他の休暇制度を含む介護の仕事と休暇に関する一時的な特別措置や方針などによる、自動化やデジタル化の文脈を含めた技術的職業やデジタル分野の職業における女性の採用、昇進及び在職を円滑化する、国際労働機関の関連する標準を尊重する労働・雇用政策を優先する。

(tt) 仕事と生活のバランス、男女間での家庭内の責任の平等な分担、ケアと家事に関して、父親やケア提供者としての男性の責任を含む、男性と男児による責任の平等な分担を促進することにより、女性と女兒が不均衡に多く負担している無償のケア・家事労働を認識し、削減し、再配分するためのあらゆる適切な措置を講じる。具体的には、労働保護や社会保護を減らすことなく勤務形態に柔軟性をもたせること、授乳中の母親を支援すること、水・衛生設備、再生可能エネルギー、交通機関、情報通信技術などのインフラ、技術、公共サービスを提供すること、出産・育児休暇及びその他の休暇制度の法律や政策、並びに子供やその他の扶養家族のための保育・ケア施設などの利用可能で低料金かつ質の高いサービスなどを実施し、促進することなどがある。無償のケア・家事労働の価値を測定して、国民経済への貢献度を明らかにするための施策を講じるとともに、ジェンダー・ステレオタイプやネガティブな社会規範に立ち向かい、イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈における女性と女兒のエンパワーメントを可能にする環境を整備する。

(uu) 最も到達困難な人々を含む全ての女性と女兒にとって利益になるよう、情報通信技術の活用を通じ、社会保護制度、公的サービス及び持続可能なインフラの効率、説明責任及び透明性を拡充する。女性が雇用、教育、公的領域及び政治的生活及び経済に従事するための時間を増やし、自分の経済的自律性を十分に享受できるよう、無償のケア・家事労働の軽減、再分配及び価値評価を狙いとする、規制枠組や包括的なケア政策を導入する。

(vv) 金融機関、慈善家、民間セクター及びベンチャー・キャピタル企業を、積極的措置などを通じ、女性の経済的エンパワーメント及び女性が所有するビジネスや女性主導のビジネスによるデジタル経済参入を支援するよう動機付ける。

(ww) 女性による起業、特に新規の女性起業家向けの機会を支援する政策やプログラムの策定と施行を奨励し、また各国政府に対し、女性が所有・主導する起業やビジネスへの投資のほか、女性と女兒のニーズに対処する企業やビジネスへの投資を増やすよう奨励し、より多くの女性が所有・主導する成功ビジネスの構築と規模拡大、並びに諮問委員会及び他の場における女性の参画の増加による、政策やプログラムの策定と再検討に女性が貢献することの実現に結び付く風潮を生み出すために、規制環境における行政上の障壁を低減し、女性が所有・主導するビジネスや女性起業家向けに的を絞り適応させた支援、例えばデジタル・ツールや顧問サービスを含むデジタル技術の効果的な活用、メンターシップへのアクセス、ネットワーク形成と情報共有、及びインキュベーターやアクセラレーターのための資金調達などを提供する。

(xx) デジタル・技術セクターにおける、政策、規制及びガバナンスのプロセスを含む、女性の完全、平等かつ有意義な参画とリーダーシップを確保する。

(yy) イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈における意思決定プロセスでの若い女性、及び適切な場合には思春期の女性の完全、平等かつ有意義な参画とリーダーシップを、ジェンダー特有の障壁に対処し、若い女性と女兒の利益と選択を形成する人々（親及び他の家族、教師、スクール・カウンセラー、仲間を含む）を全て巻き込み、様々な女性のロールモデルへのアクセスを増やすことなどによって促進する。

(zz) 全ての女性と女兒が自分の義務を効果的に果たすことができるよう、財源、技術的資源及び人材を十分

に配分することにより、彼女らのジェンダー平等とエンパワーメントのための国家機構の能力を強化する。

ジェンダーに配慮した技術の設計、開発及び展開を採用する

(aaa) ジェンダー視点を組み入れる技術の設計を目的とする場合を含め、イノベーション・チームへの女性と女兒の包摂を促進する。

(bbb) 機械学習や人工知能技術の計画立案、コーディング及び設計において、教育への投資や、アルゴリズムにおける全ての女性と女兒に対するバイアスと差別を排除するための措置の採用と実施を通じたものを含め、女性と女兒を包摂するための積極的措置を取る。

(ccc) 技術の設計、開発及び展開向けに、女性と女兒の権利擁護団体が関係するコミュニティ・ベースのアプローチを含め、全ての女性と女兒の生活過程全体にわたるアクセス可能性、安全性、持続可能性、包摂性、手頃さ、可用性及びニーズへの対応に基づいて製品やサービスを生み出すための、参加型の、ジェンダーに配慮した、年齢と障害を包摂するアプローチを促進する。

(ddd) 新興技術の資金調達、設計、開発、展開、使用、モニタリング及び評価において、全ての女性と女兒の潜在的リスクを防止、特定及び軽減するため、また彼女らが人権を完全かつ平等に享受することを確保するために、ジェンダー視点を主流化する。ジェンダー平等の達成に関して新興技術を使用する効果の定期的な影響評価を設計及び実行するための措置を取り、適宜、デュー・デリジェンス機構を確立し、そしてこれらの技術の改善に向け、透明性と説明責任に関するものを含む規制アプローチを開発する。

デジタル時代における公平性、透明性及び説明責任を強化する

(eee) 国際的な組織、企業及び市民社会を含む、関連する全てのステークホルダーと協議の上で、女性と女兒のプライバシーを守る権利を含めた、暴力や虐待から彼女らを保護する予防措置、効果的な制裁措置及び適切な救済措置を盛り込んだ法制を策定し、施行する。

(fff) 人権侵害と虐待のほか、ジェンダー・バイアスの防止と対処を目的に、安全で透明性のある、質の高いデータ・インフラ及びシステムを提供するための、人工知能の開発と使用に向けた評価と監査の要件に関する規制を導入する。

(ggg) 公益のためのデジタル技術を活用及び設計するための具体的な措置を取り、アクセス可能性を推進する規範とメカニズム、及び持続可能な開発とジェンダー平等のためのデジタル技術の便益、例えば全世界的なデータ共通事項などの公正な分配を促進する。

ジェンダー平等及び全ての女性と女兒のエンパワーメントを達成するためのデータ・サイエンスを拡充する

(hhh) 各国の統計機関、データ作成機関、政府機関及び他の研究組織が、プライバシー権を擁護しデータを保護しながら、技術とデジタルに関して証拠に基づく政策やプログラムの着想、設計、実施、モニタリング及び評価を行う際の参考となる、ジェンダー統計を収集、分析、流布及び使用し、そして所得、性別、年齢、人種、民族、婚姻状態、移民地位、障害、地理的場所及び国の文脈で関連性のある他の特徴に基づいてデータを細分化する能力と調整を強化する。

(iii) 各国の統計機関、市民社会及びデジタル技術企業を含むステークホルダー間における、データ需要を評価し格差に対処するための協働を促進する一方で、倫理上の研究原則を適用し、技術変化におけるジェンダーに関する様々な次元を適切に捕捉するために同様の定義と方法論を用いて様々な国や地域にまたがって性別に基づく細分化されたデータを、知識格差を埋めるためのデジタル・データ・システムの規模拡大や、情報通信技術への女性のアクセスを制限するあらゆる障壁のほか、技術の使用を通じて発生する又は技術の使用によって増幅される、女性と女兒に対する暴力の蔓延度に関する定量的・定性的研究の資金調達などにより、体系的に収集する。

(jjj) データの収集、処理、使用、保存、共有、保持、アーカイブ保管及び削除に関する標準の適用により、絶えず進化する技術の進歩に合わせて、特に女性と女兒の個人データを、国際的な人権法の下での関連する義務を完全に遵守する形で確実に保護し、安全性とセキュリティ面でのリスクが防止、対処及び排除される状況を確

保し、そして女性と女兒が自分の個人データを作成、管理、統制及び所有する能力を強化する。

技術の使用を通じて発生する又は技術の使用により増幅されるジェンダーに基づく暴力を含む、あらゆる形態の暴力を防止及び排除する

(kkk) 家庭内暴力、フェミサイドなどのジェンダーに関連する殺人、児童婚・早婚・強制婚と女性性器切除を含むあらゆる有害な慣習、性的搾取・虐待及びセクシャル・ハラスメント、人身取引や現代の奴隷制、その他の搾取をはじめとした、性的及びジェンダーに基づく暴力などのネット上と実社会の公的・私的空間における、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力に対処し、これを防止し、根絶する。そのため、ジェンダーに基づく暴力やセクシャル・ハラスメントからの保護を規定する重要な国際条約の批准などにより、女性と女兒に対する暴力の加害者への捜査・起訴・処罰を行って不処罰をなくすための、また女性にとって安全で暴力のない、活動しやすい職場環境を整備する適切な措置を講じるための多部門的かつ協調的なアプローチを取る。

(III) 武力紛争と紛争後の状況及び人道的危機において女性及び必要に応じて女兒の視点が考慮され、女性と女兒が、男性と対等に、紛争防止、和平調停、平和構築及び紛争後の復興に関連する政策と活動の立案、実施、フォローアップ及び評価に効果的かつ有意義に参画するようにし、国内で強制移動させられた女性と女兒、及び難民の女性と女兒の視点を考慮に入れ、全ての女性と女兒の人権が、あらゆる対応・復旧・復興戦略において完全に尊重・擁護され、この点に関して、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撲滅する適切な措置が取られるようにする。

(mmm) 全ての女性の人権と基本的自由の促進と擁護において、市民社会の担い手が果たす重要な役割を支援する。女性の人権擁護者を含むそうした担い手を保護する。人権擁護を可能にする安全な環境の創出にジェンダー視点を取り入れて、脅迫・ハラスメント・暴力・報復のような、担い手への差別・侵害・虐待を防止するための措置を講じる。また、侵害や虐待が迅速かつ公平に捜査され、加害者に確実に責任を負わせる措置を講じることによって不処罰と闘う。

(nnn) 女性と女兒に対するハラスメント、ヘイト・スピーチ及び人種差別、女性と女兒の人身売買及びあらゆる形態の性的搾取と虐待のほか、児童婚・早婚・強制婚、強制労働、並びに女性の明らかに性的な個人的コンテンツの同意のない共有や、児童性的虐待材料としても知られる児童ポルノの制作と配布を目的とするソーシャル・メディアやオンライン・プラットフォームを含むデジタル・ツールの悪用を糾弾し、それらと闘うべく、法的措置を含むあらゆる適切な措置を取る。

(ooo) 証拠に基づく政策立案とプログラム策定を先導し、その影響を包括的に測定するため、技術の使用を通じて発生する又は技術の使用によって増幅される、ジェンダーに基づく暴力について理解を強化し、パターンを追跡調査する。

(ppp) 法制と政策を策定、改正及び拡大すると共に、それらの実施を、暴力の被害者とサバイバーを含む、関連するステークホルダー、及び女性団体と協議の上で、被害者とサバイバーからの情報に基づく応答や、技術の使用を通じて発生する又は技術の使用によって増幅される、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止、排除及び対応に向けた迅速な追跡プロセスなどによって強化し、そうした暴力に対処するための措置を制度化する。

(qqq) 情報又は画像の使用、及びそれらの使用、無許可での配布又は操作に付随する脅迫及びその他、技術の継続的開発を背景に発生し得る何らかの形態の暴力を含め、ただしそれらに限らず、技術の使用を通じて発生し得る、女性と女兒に対する様々な形態の、ジェンダーに基づく暴力と人権侵害への対処を追求する包括的な措置とプログラムを導入する。

(rrr) 技術の使用を通じて発生する又は技術の使用によって増幅されるジェンダーに基づく暴力の被害者とサバイバーに対し、包括的な社会的、保健、ケア及び法務に関するサービスやヘルプラインを含む、再トラウマ化を回避するサービス対応を通じて支援を提供し、そうした暴力が発生した場合にアクセスしやすい、秘密を守る、支援的かつ効果的な通報メカニズムなどにより、女性と女兒が確実に平等に司法にアクセスできるようにし、女性の法的リテラシーや、利用可能な法的救済措置や紛争解決機構に対する意識を高め、そして財政的な障壁又は体系的な差別を背景に法的手段に訴えるのが困難な状況にある被害者とサバイバーのために民事上及び行政上の選択肢を与える一方で、サバイバーに支援サービスを提供する市民社会の女性団体が果たす多大な貢献を認識する。

(sss) 女兒にサービスを提供する機関が早期の防止及び介入のための適切な保護手段を備えていることの確保などにより、デジタルの文脈における女兒の性的搾取や虐待の防止と対処のため、そして家庭、世帯及び地域社会がオンラインとオフラインの双方での犯罪者の活動を阻止するための保護的要素を構築するため、女兒の親、法定後見人又はその他、当人について法的責任を負う個人の役割と責任を考慮に入れつつ、児童にとって最善の利益を念頭に置きながら、ジェンダーと年齢に配慮した効果的な戦略を策定する。

(ttt) 武力紛争時の性的暴力の防止と対応、及び適切な場合における被害者とサバイバーの刑事司法プロセスへの参加の円滑化に向けた努力の支援となる、新技術の潜在力を探究する。

(uuu) 国会議員を含む政府関係者、政策立案者、法執行当局者、裁判官、医療従事者、ソーシャル・ワーカー、教育者及び市民社会組織が、技術の使用を通じて発生する又は技術の使用によって増幅される女性と女兒に対する暴力を防止及び排除するための知識、スキル及びデジタル専門知識を、制度的訓練などにより開発する能力を強化し、政策の一貫性と調整を改善すると共に、被害者とサバイバーを中心に据えた支援を提供する。

(vvv) 官民セクターの主体が、技術の使用を通じて発生する又は技術の使用によって増幅されるジェンダーに基づく暴力の防止と排除を、被害者及びサバイバーとの有意義な関わり合いを通じ、暴力に関連する多様なリスクや保護的要因に対処する保護措置と予防措置を実施することによって優先する状況を確保する。そうした措置の例として、コンテンツの適正化とキュレーションの改善や、国際的な人権法の下での関連する義務に完全に準拠する形での強固で信頼できるコンテンツ削除プロセスの確立などによる通報制度の相互運用性、透明性、アクセス可能性及び有効性の改善が挙げられる。

87. 委員会は、その活動の根拠となっている「北京宣言及び行動綱領」のフォローアップにおける重要な役割を認識し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に関する国内・地域・世界レベルでのレビュー全体を通じて、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントに対処し、それらを取り入れること、及び「北京行動綱領」のフォローアップと「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のジェンダーに配慮したフォローアップの相乗効果を確保することが極めて重要であることを強調する。

88. 委員会は、国連システムの諸機関にそれぞれの権限内で、及びその他の関連する国際金融機関とマルチステークホルダー・プラットフォームに対し、イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈において、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントを達成するための加盟国の取組を、要請に応じて支援するよう求める。

89. 委員会は、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN-Women)に対し、イノベーション、技術変化及びデジタル時代の教育の文脈において、ジェンダー平等と全ての女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けた「北京宣言及び行動綱領」の完全かつ効果的で加速的な実施と「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施を支持し、国連システムの調和を図る際、及びあらゆるレベルの市民社会・民間セクター・雇用者団体・労働組合・その他の関連するステークホルダーの動員を図る際、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの促進において、また、各国政府及び国内のジェンダー平等機構の要請に応じた支援において、引き続き中心的な役割を担うよう求める。